



日本貿易会 2016年度低炭素社会実行計画、 自主行動計画（循環型社会形成編） 低炭素社会および循環型社会構築に向けた取り組み

一般社団法人日本貿易会 地球環境委員会委員長
豊田通商株式会社 安全・環境推進部長

こうご あきひこ
向後 明彦



地球環境委員会は、低炭素社会および循環型社会構築に向けて商社業界としての取り組みを推進しています。ここでは、当委員会と法人正会員各社がまとめています2016年度低炭素社会実行計画、自主行動計画（循環型社会形成編）について紹介します。

1. 低炭素社会構築に向けた取り組み

(1) 産業界の取り組み

2015年12月、パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。この協定は締約国それぞれが自国の「貢献」を約束し、その進捗について定期的に評価を受ける「プレッジ&レビュー型」の仕組みを採用しています。

一方、わが国産業界は、経団連が1997年以来推進してきた「環境自主行動計画」（現在の低炭素社会実行計画）の「低炭素社会実行計画フェーズⅠ」（2020年度目標）、「低炭素社会実行計画フェーズⅡ」（2030年度目標）、ならびに循環型社会形成に向けた自主行動計画（循環型社会形成編）のフォローアップに協力し、それぞれの業界において目

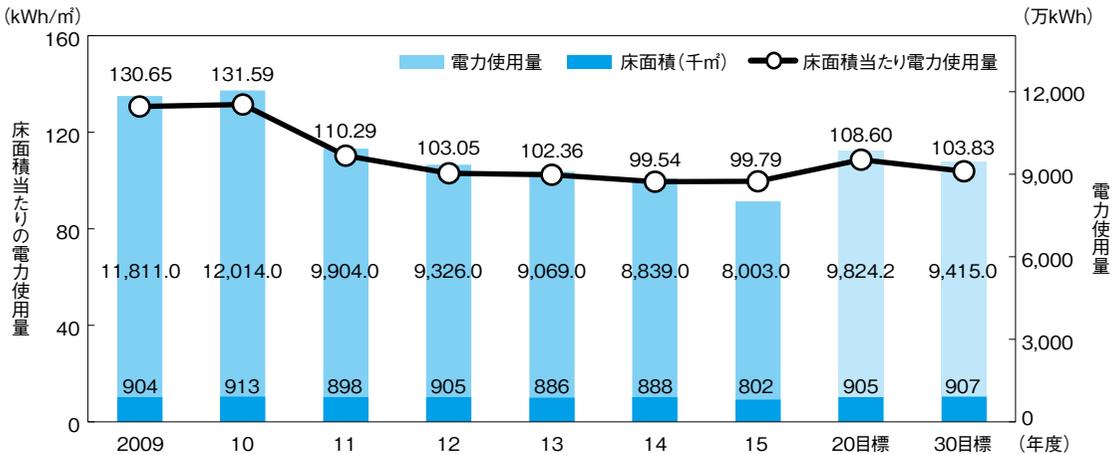
標の進捗状況を把握してその達成に尽力しています。当会もその一翼を担っており、地球環境委員会委員各社、法人正会員各社のご協力を得て活動しています。

(2) 日本貿易会（商社業界）の取り組み

当会は、低炭素社会構築に向けた政府、経団連の取り組みに賛同し、1998年度から、経団連環境自主行動計画（現在：低炭素社会実行計画）へ参加するとともに、2007年度からは経済産業省のフォローアップ調査にも参加しています。また、当会においても当委員会が中心になって2002年2月に「環境行動基準」を制定し、2010年6月には「商社環境行動基準」に改訂して、商社業界の環境行動の在り方を示し、商社業界の課題として取り組んでいます。

当会は、2015年9月に計画を改訂し、2020年度の床面積当たりの電力使用量（kWh/m²）

図1 床面積当たりの電力使用量、電力使用量の推移および2020年、2030年目標



(注) 2009年度以降の継続的なデータ把握が可能な28社ベース

を2009年度比で15.3%削減し108.6 kWh/㎡とすることを目標としました。商社業界のCO₂排出量の大部分は電力使用によるものであり、エネルギー使用量（原油換算）、またはCO₂排出量を目標とした場合、定期的に見直される電力排出係数（炭素排出係数およびCO₂排出係数）変動の影響を受けることで、自主的な取り組み等が数値に表れにくくなるため、電力使用量を目標のベースとして設定しました。また、電力使用量の総量を削減する目標を設定した場合、事業の拡大や縮小（社員数増減）による床面積の増減が電力使用量を変動させることも考えられます。そのため、削減の対象を総量ではなく、会社全体における床面積当たりの電力使用量として、一層の省エネ努力を継続することを目標としました。

2015年度の床面積当たり電力使用量（実績値）は99.8kWh/㎡であり、2009年度比で30.9 kWh/㎡減(23.6%減)でした。また、2010年度は猛暑等の影響により電力使用量が大幅に増加しましたが、2011－14年度は前年対比減少が続き、2015年度は横ばいとなりました。これら電力使用量原単位の実績・目標は、当会の正会員42社のうちで低炭素

社会実行計画に参加する企業のうち、2009年度以降の継続的なデータ把握が可能な28社ベースの電力使用量および延べ床面積から算出しています。

長期的な目標としては「2030年の電力使用原単位（会社全体における床面積当たりの電力消費量）を2009年度比で19.0%削減するように努めること」を2015年度に掲げました。これは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」で求められている努力目標（中長期的に見て年平均1%以上を低減させること）を参考にしており、さらに努力を継続することにより達成可能と考えられる最大限の目標として、年率1%減を前提に掲げたものです。

(3) 商社各社における取り組み

目標達成のためには、省エネ設備等の導入（LED照明、省エネ型OA機器等）、エネルギー管理の徹底（空調の温度・時間管理等）、啓発活動の推進（不使用時の消灯励行、パソコンの省電力モード推奨等）などが重要であり、参加各社はこれらの対策を実行しています。

また、省エネ・環境配慮・環境低負荷型事業（LED照明・バックライトの開発販売、

BEMS実証事業、低炭素型マンションの開発等)や、物流の効率化(モーダルシフトの推進、物流拠点の統廃合、低燃費車の導入等)といった製品・サービス等を通じた低炭素社会構築に向けた取り組みに加え、森林吸収源の育成・保全や海外各国における熱帯雨林再生、鉱山緑化、生態系保全活動等も実施しています。

2. 循環型社会構築に向けた取り組み

(1) 産業界の取り組み

政府は、循環型社会形成推進基本法(2000年制定)に基づいて天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

産業界では、1991年に経団連が地球環境憲章を制定して環境保全に向けて自主的かつ積極的に取り組んでいくことを宣言し、1997年に環境自主行動計画を策定しました。この自主行動計画(廃棄物対策編)は36業種137団体(1997年当時)が参加するもので、1997年以降、毎年、業種ごとに設定した目標達成に向けた進捗状況のフォローアップを行っています。

わが国の2013年度の廃棄物等の最終処分量は約1,630万トンであり、2000年度に比べて約71%減少しました。2014年4月時点の最終処分場の残余年数は全国14.7年と前年の13.9年に比べて増えています。首都圏の最終処分場の残余年数は5.2年と前年の6.3年から減少しており、依然として厳しい状況にあります。「平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」「産業廃棄物行政組織等調査(平成25年度実績)」2016年12月環境省発表より)。わが国の現在の目標は、産業廃棄物最終処分量を2020年度1,700万トン(2000年度実績の70%減)とすることですが、すでにこの水準を達成しており、産業界の取り組みは成果を挙げているといえます。

(2) 日本貿易会(商社業界)の取り組み

当会は、このような循環型社会構築に向けた経団連の取り組みに賛同し、1998年度から環境自主行動計画(循環型社会形成編)に参加しています。ただし、商社は、業態として産業廃棄物の排出・最終処分量の目標策定は妥当ではないため、参加企業の主なオフィスビルから排出される事業系一般廃棄物を対象として目標を策定しています。

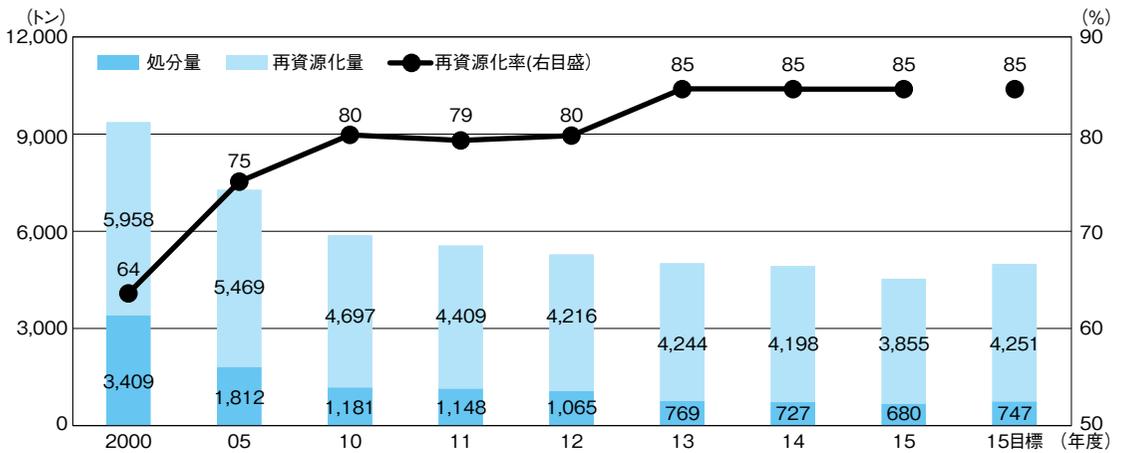
事業活動の拡張の影響を受けながらも、設備の更新時を中心とする3Rに資する設備導入、管理体制整備、啓蒙活動^{けいもう}推進による社員の意識向上の取り組み等により目標達成に努めた結果、2015年度実績では最終処分量が0.7千トン(2000年度比78%減)、再資源化率が85%であり、2015年度目標として設定した数値を達成しました。

※この事業系一般廃棄物の最終処分量、再資源化率の実績・目標は、2000年度から継続してデータ把握が可能な16社ベースとしています。カバー率向上については、広く法人正会員に参加を呼び掛けており、2015年度環境自主行動計画(循環型社会形成編)フォローアップには、日本貿易会 法人正会員(42社)のうち25社が参加しています。

(3) 商社各社における取り組み

参加各社は事業系一般廃棄物の最終処分量削減および再資源化率向上の目標達成に向けて、発生量抑制(保管期限終了書類の溶解処理、廃棄物量、コピー紙購入量等の集計・公表等)、再資源化量拡大(分別回収の細分化、シュレッダーゴミの再資源化、保管期限後機密書類の再資源化等)等の対策を実施しています。また、国内外の事業活動においても循環型社会構築に寄与しており、製品リサイクルや有害物質の処理、素材・材料・商品回収技術の開発、原材料使用量削減等の省資源化を行っています。その他にも、循環型製品の販売・普及促進、資源の効率的利用促進、代替品の開発・普及、リサイクル商品の用途開発・普及、啓発・サービス事業、に資する事業、国際資源循環に関する取り組み等を積極的に行っています。

図2 日本貿易会 事業系一般廃棄物 処分量、再資源化率の実績・目標



(注) 発生量=再資源化量+処分量、再資源化率=再資源化量/発生量

3. 政府・地方公共団体に対する要望等

2016年度フォローアップ調査において、各社取り組み状況と併せて、政府・地方公共団体に対する要望等について意見を集めました。

参加各社からは、低炭素社会実行計画（省エネ法関連）では①物流量集計の簡略化もしくは廃止、②書類提出先の一本化、③管理標準作成基準簡素化などの要望があった他、低炭素社会実現に向けた取組み活発化に向けたインセンティブ構築などを求める声がありました。

一方、循環型社会形成の面では、法規制改正、規制緩和に関する要望として、①動植物性残渣の産業廃棄物指定業種としての商社の認可、②容器包装リサイクル法への小売店店頭におけるペットボトル回収の追加、③サーマルサイクル基準の法制化、④廃棄物排出減少に向けたインセンティブ構築などを求める声がありました。

また、法規制の統一化に関する要望として、①行政区ごとに異なるマニフェスト交付状況の報告様式等の統一・簡略化、②全行政区の産業廃棄物処理に関する規制等を整理し

たウェブサイト等での情報提供（各行政区の産廃関連情報掲載サイトへのリンク、条例による独自の規制の有無、その概要の一覧表掲載等）、③複数の自治体をまたぐ廃棄物処理に関する自治体条例等の規制・枠組みを超えた広域的な運用の推進を求める等の声がありました。

4. 終わりに

国連の持続可能な開発目標（SDGs）にあるように、これからは環境に一層配慮した企業活動が必要となります。商社としてもSDGsを活動目標に取り込んで、環境に配慮した持続可能な成長を実現するよう努力することが肝要であり、長期的かつグローバルな視点で商社業界が果たすべき役割はますます重要になってくると思われます。

商社業界は、上記の通り自主行動計画フォローアップを通じて目標の実現に努力しています。また商社業界は、今後も新たな長期目標の設定や目標の提出・レビュー、それらの仕組みを見据えて策定される「地球温暖化対策計画」に呼応し、引き続き排出削減に向けて着実に取り組んでいきます。